

議案第20号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

平成29年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中第85号を削り、第86号を第85号とし、第87号から131号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中第130号を第131号とし、第73号から第129号までを1号ずつ繰り下げ、第72号の次に次の1号を加える。

73	子ども発達総合支援センター経営 評価委員会委員	日額	7,000円
----	----------------------------	----	--------

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年3月31日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。